

参 考 資 料

○ 函館市亀尾ふれあいの里条例	1
○ 函館市亀尾ふれあいの里条例施行規則	5
○ 函館市亀尾ふれあいの里運営方針	15
○ 函館市亀尾ふれあいの里平面図	

改正

平成22年 3 月26日 条例第25号

函館市亀尾ふれあいの里条例

(設置)

第1条 市民に園芸作物の栽培と収穫等を通じて農業に親しむ場を提供し、もって農村地域の活性化と健康的でゆとりのある市民生活の実現に資するため、市にふれあいの里を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市亀尾ふれあいの里

位置 函館市米原町126番地3, 129番地3, 129番地5, 130番地 3 から 7 まで, 130番地9, 131番地, 132番地 1 および134番地 5

(施設)

第3条 函館市亀尾ふれあいの里（以下「ふれあいの里」という。）に次に掲げる施設を置く。

- (1) 市民農園
- (2) 体験農園
- (3) 果樹園
- (4) 多目的広場

(供用期間および供用時間)

第4条 ふれあいの里の施設の供用期間および供用時間は、規則で定める。

(市民農園の使用者の範囲)

第5条 市民農園を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 前号に規定する者で構成する団体

(使用の許可)

第6条 ふれあいの里の施設（第3条第4号に掲げる施設を除く。第12条を除き、以下同じ。）を使用しようとするものは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、市民農園の使用の許可の申請をしたものの数が使用に供する市民農園の区画数を超え

るときは、抽選により市民農園を使用するものを選考するものとする。

- 3 市長は、第1項の許可をする場合において、ふれあいの里の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいの里の施設の使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他ふれあいの里の管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、ふれあいの里の施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(利用料金)

第9条 使用者は、ふれあいの里の施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第12条 市長の許可を受けた者以外の者は、ふれあいの里の施設またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第13条 使用者は、ふれあいの里の施設の使用を終了したとき、または第11条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 ふれあいの里に入場した者は、施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第15条 市長は、ふれあいの里に入場しようとする者または入場した者が第7条各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、または退場させることができる。

(指定管理者による管理)

第16条 ふれあいの里の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ふれあいの里の施設の使用の許可および制限に関すること。
- (2) ふれあいの里の維持管理に関すること。
- (3) 栽培指導に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第11条、第12条および前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第25号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分		利用料金		
		単位		金額
市民農園	専用使用	1 年度 1 区画につき		5, 000円
体験農園	播（は）種から収穫までの 一連の農業体験	1 年度 1 人 1 作物につき	大人	400円
			小人	200円
	収穫体験	1 人 1 回につき	大人	800円
			小人	400円
果樹園	収穫体験	1 人 1 回につき	大人	400円
			小人	200円
摘要	市の区域内に居住する小人または市の区域内の学校に在学する小学生もしくは中学生で市の区域外に居住するものの体験農園（収穫体験を除く。）の使用は、無料とする。			

備考

- 1 区画は、25平方メートルとする。
- 2 大人とは15歳以上の者(中学生の者を除く。)を、小人とは3歳以上の小学校就学前の者、小学生の者および中学生の者をいう。

函館市亀尾ふれあいの里条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市亀尾ふれあいの里条例（平成19年函館市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間および供用時間)

第2条 函館市亀尾ふれあいの里（以下「ふれあいの里」という。）の施設の供用期間は、市民農園および多目的広場にあつては4月20日から11月10日までとし、体験農園および果樹園にあつては4月20日から11月10日までの間において市長が定める期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休場し、または供用期間を変更することができる。

2 ふれあいの里の施設の供用時間は、市民農園を除く施設にあつては午前9時から午後5時までとし、市民農園にあつては日の出から日没までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定による市民農園の使用の許可の申請は別記第1号様式の申請書により、一連の農業体験に係る体験農園の使用の許可の申請は別記第2号様式の申請書によりしなければならない。

2 前項の申請は、市長が定める期間内にしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第1項の規定による収穫体験に係る体験農園および果樹園の使用の許可の申請は、ふれあいの里の係員に申し出てしなければならない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、使用を許可したときは、市民農園にあつては別記第3号様式の許可書を、体験農園にあつては別記第4号様式の許可書を当該申請をしたものに交付し、使用を許可しないときは別記第5号様式の通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 条例第6条第1項の許可をする市民農園の区画は、1人または1団体につき1区画を限度とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市民農園の利用者は、翌年度以降も引き続き市民農園の利用を希望するときは、別記第1号様式の申請書により市長に申請し、4回まで許可の更新を受けることができる。

4 市長は、前条第3項の申請があった場合において、利用を許可したときは、入場券を当該申請をした者に交付するものとする。

(利用中止の届出)

第5条 前条第1項の許可書の交付を受けたものは、市民農園または体験農園の利用を中止しようとするときは、別記第6号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(利用者等の遵守事項)

第6条 利用者その他のふれあいの里に入場した者は、次に掲げる事項(第1号および第2号にあっては、市民農園の利用者に限る。)を守らなければならない。

- (1) 建築物等を設置しないこと。
- (2) 営利目的で作物を栽培しないこと。
- (3) 危険物等を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (5) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (6) ふれあいの里の施設およびその敷地内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。
- (7) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけること。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 動物(身体障害者補助犬を除く。)を伴わないこと。
- (10) ふれあいの里の清潔を保つこと。
- (11) その他ふれあいの里の係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出等)

第7条 ふれあいの里に入場した者は、ふれあいの里の施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第7号様式の届出書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第8条 市民農園の利用者は、条例第13条第1項の規定により市民農園の利用場所を原状に回復し

て返還するときは、ふれあいの里の係員に申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第9条 指定管理者に条例第16条第2項の業務を行わせる場合における第3条(第3項を除く。)、第4条、第5条および第7条の規定の適用については、これらの規定(第3条第1項を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項および第4条第3項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第3条第1項中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条第1項中「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」と、第5条中「別記第6号様式の」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定管理者が定める」と、第7条中「別記第7号様式の」とあるのは「別記第7号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条，第4条関係）

函館市亀尾ふれあいの里市民農園使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 〔団体にあつては，代表者の〕
住所

申請者 氏名 〔団体にあつては，その名称〕
および代表者の氏名

電話 局 番

年度において，函館市亀尾ふれあいの里の市民農園を使用したいので申請します。

別記第2号様式（第3条関係）

函館市亀尾ふれあいの里体験農園使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 〔団体にあつては、代表者の〕
住所

申請者 氏名 〔団体にあつては、その名称〕
および代表者の氏名

電話 局 番

年度において、次のとおり函館市亀尾ふれあいの里の体験農園を使用したいので申請します。

栽培作物	使用人数	
	大人	人
	小人	人
	大人	人
	小人	人
	大人	人
	小人	人
	大人	人
	小人	人
	大人	人
	小人	人

注 使用人数欄のうち、大人の欄には15歳以上の者（中学生の者を除く。）の数を、小人の欄には3歳以上の小学校就学前の者、小学生の者および中学生の者の数を記入してください。

別記第3号様式（第4条関係）

函館市亀尾ふれあいの里市民農園使用許可書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度における函館市亀尾ふれあいの里の市民農園の使用については、次のとおり許可します。

使用を許可する 区画番号	番
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円

別記第4号様式（第4条関係）

函館市亀尾ふれあいの里体験農園使用許可書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度における函館市亀尾ふれあいの里の体験農園の使用については、次のとおり許可します。

栽培作物		使用人数	
		大人	人
		小人	人
		大人	人
		小人	人
		大人	人
		小人	人
		大人	人
		小人	人
		大人	人
		小人	人
使 用 料		円	

別記第5号様式（第4条関係）

函館市亀尾ふれあいの里使用不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度における函館市亀尾ふれあいの里の市民農園（体験農園）の使用については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第6号様式（第5条関係）

函館市亀尾ふれあいの里使用中止届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 { 団体にあつては、代表者の
住所 }

届出者 氏名 { 団体にあつては、その名称
および代表者の氏名 }

電話 局 番

次のとおり 年度における函館市亀尾ふれあいの里の施設の使用を中止したいので届け出ます。

1 使用を中止する施設等

施設	許可内容	
市 民 農 園	使用を許可された区画番号	番
体 験 農 園	栽培作物	使用人数
		大人 人 小人 人
		大人 人 小人 人
		大人 人 小人 人

2 使用を中止する理由

添付書類

使用許可書

別記第7号様式（第7条関係）

函館市亀尾ふれあいの里損傷(汚損，滅失)届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 〔団体にあつては，代表者の
住所〕

届出者 氏名 〔団体にあつては，その名称
および代表者の氏名〕

電話 局 番

次のとおり損傷(汚損，滅失)したので届け出ます。

損 傷 等 の 日 時	年 月 日 時 分
損 傷 等 を し た 箇 所 ま た は 物 件	
損 傷 等 の 内 容 ま た は 程 度	
損 傷 等 の 理 由	

函館市亀尾ふれあいの里運営方針

(平成19年7月31日制定)

第1 趣旨

- (1) この運営方針は、函館市亀尾ふれあいの里（以下「ふれあいの里」という。）の管理を行う指定管理者の判断の相違によってふれあいの里に入場した者または施設の使用者に不利益が及ぶことのないよう、また、ふれあいの里の設置目的を効果的に達成するため、函館市亀尾ふれあいの里条例（平成19年函館市条例第40号。以下「条例」という。）および道条例施行規則（平成19年函館市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業計画の承認および広報

- (1) 指定管理者は、ふれあいの里の管理を行う年度（函館市の会計年度をいう。以下同じ。）の事業計画書を前年度の12月30日（12月30日が土曜日、日曜日または国民の祝日に当たる場合は、その前日）までに市長に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 市長が（1）の事業計画書を承認した場合は、市長および指定管理者の双方が当該年度の事業内容を広報するものとする。

第3 供用期間および供用時間

（条例第4条および規則第2条関係）

- (1) 規則第2条第1項に規定する体験農園および果樹園の市長が定める供用期間は、指定管理者との協議を経て前年度の1月31日（1月31日が土曜日、日曜日または国民の祝日に当たる場合は、その前日）までに市長が決定する。
- (2) 規則第2条第1項に規定する臨時の休場または供用期間の変更および同条第2項に規定する供用時間の変更は、指定管理者からの申し出を受け市長が決定するものとする。
- (3) （2）の申出は、任意の様式により理由を付して行うものとする。

第4 使用許可の申請期間

（条例第6条第1項および規則第3条第2項関係）

- (1) ふれあいの里の施設（多目的広場を除く。）の使用許可の申請の期間は、市長との協議を経て指定管理者が決定するものとする。

第5 市民農園の使用許可区画数

（条例第6条第2項ならびに規則第4条第2項および第3項関係）

- (1) 市民農園の使用許可は、規則第4条第3項の規定に基づき、許可の更新を受けるものを優先するものとする。
- (2) 規則第4条第3項に規定する使用許可の更新回数は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第2条の規定の準拠によるものとする。
- (3) 規則第4条第3項の規定により許可の更新を受ける場合は、前年度における市民農園の使用を終了するときまでに指定管理者に申し出るものとし、条例第6条第1項の規定による使用許可の申請は、第4に規定する申請期間内に行うものとする。
- (4) 市民農園は、（1）の規定に基づき更新を受ける区画を除いた区画について使用者を募集するものとする。
- (5) 市民農園の使用者の募集に当たっては、使用許可の申請をしたものの数が募集した区画数に満たない場合には再募集することも併せて広報するものとする。
- (6) （5）の再募集を行いなお残余区画数が生じた場合は、1人または1団体につき4区画を限度に1区画を超える数の区画の使用を許可することができるものとする。

第6 一連の農業体験に係る体験農園の使用許可

（条例第6条第1項および規則第4条第1項関係）

- (1) 指定管理者は、第2(1)の規定により承認を受けた事業計画に定める体験農園について、複数の農業体験が可能な場合には、各農業体験に応募したものの数を考慮のうえ、複数の許可をすることができる。
- (2) 一連の農業体験に係る体験農園の利用者の募集に当たっては、(1)に規定する事項も併せて広報するものとする。

第7 使用許可に付す条件

(条例第6条第3項関係)

- (1) 条例第6条第3項に規定する許可に付す条件は、条例第8条、第9条第1項および第10条から第14条までならびに規則第5条から第8条までに規定する内容とする。

第8 看板、ポスター等の掲示等の許可

(規則第6条関係)

- (1) ふれあいの里の施設およびその敷地内における看板、ポスター等の掲示等は、農村地域の活性化または公共の用に資するものに限り認めるものとする。

第9 市民農園利用者のその他の遵守事項

(規則第6条関係)

- (1) 指定管理者は、翌年度の利用者に不利益が及ぶことのないよう、市民農園の利用者(翌年度の許可の更新を申し出た利用者を含む。)に対して、規則第6条に規定するもののほか、同条第11号の規定に基づき、次に掲げる事項について指示するものとする。

ア 越冬作物、樹系作物または地力減退作物を栽培しないこと。

イ 農薬を使用しないこと。ただし、疫病が蔓延した場合は、指定管理者の判断により認めるものとする。

第10 販売行為等の許可

(条例第12条関係)

- (1) 指定管理者は、条例第12条および第16条第3項の規定に基づき、ふれあいの里に入場した者もしくは施設の利用者の利便性の向上または農村地域の活性化に資する販売行為等について許可することができるものとする。ただし、ふれあいの里の設置目的に沿った販売行為等と認めがたいときは、あらかじめふれあいの里の施設または敷地の利用について市長の許可または承認を受けるとともに、市長が定める使用料を支払わなければならない。

第11 指定管理者が定める様式

(規則第4条第4項および第9条関係)

- (1) 規則第4条第4項に規定する入場券および規則第9条の規定により別記様式に準じて指定管理者が定める様式は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第12 指定管理者が行う業務の具体的内容

(条例第16条第2項関係)

- (1) 条例第16条第2項に規定する指定管理者が行う業務の具体的な内容は、函館市亀尾ふれあいの里指定管理者募集要項に明記するものとする。

第13 附則

- (1) この運営方針は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2、第3(1)、第4、第5(5)、第6(2)、第11および第12の規定は、平成19年12月1日から施行する。

函館市亀尾ふれあいの里 整備平面図

